

様式第1号(第4条関係)

自主防災組織設立(変更)届

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 (町会・自治会名)

(住 所)

(氏 名)

(電話番号)

※申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください

以下のとおり自主防災組織を設立(変更)したので届出します。

1. 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
町会・自治会名	
組織構成世帯数	
組織役員数	
設立年月日	

2. 添付書類

- (1)自主防災組織規約
- (2)自主防災組織役員名簿
- (3)自主防災組織図
- (4)自主防災組織活動計画書

() 規約

(名 称)

第1条 この組織は、 会（以下「本会」という。）と称する。
(事業所の所在地)

第2条 本会の事務所は、 に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、 にあたる世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 幹 事 名
- (4) 監査役 名

2 役員は 規約に基づき併任できる。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動等の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし特に必要がある場合は、臨時に開催すること

ができる。

- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他、幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 災害発生時における情報の収集伝達、安否確認、救出救護及び避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

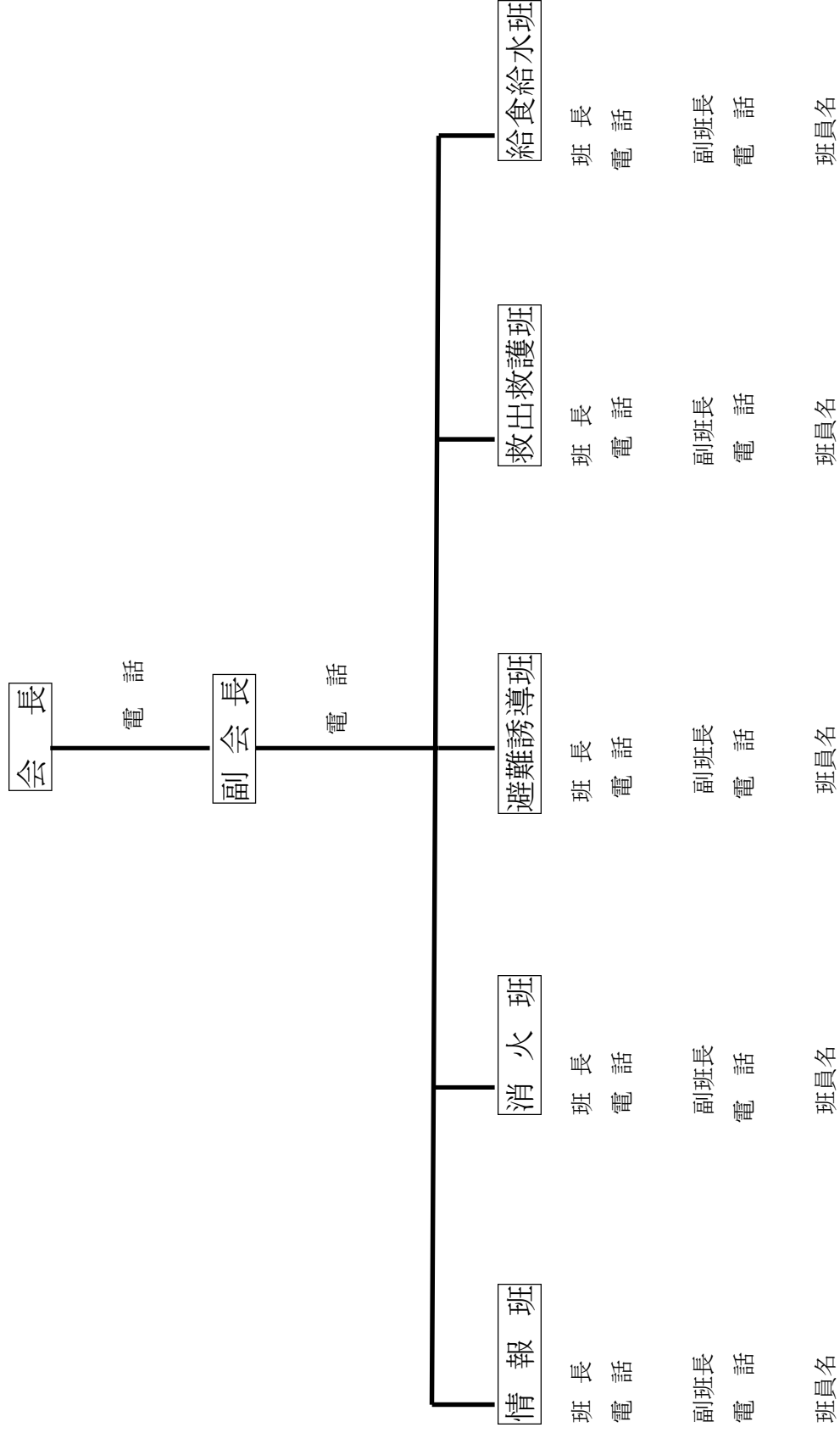
第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行う。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織図



() 自主防災会 年間活動計画

月	活 動 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	